

奈良県アルコール依存症専門医療機関及びアルコール依存症治療拠点機関選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国通知」という。)に基づき、アルコール依存症者が適切な医療を受けられるよう医療提供体制を整備するため、本県におけるアルコール依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及びアルコール依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 専門医療機関の選定は、奈良県知事(以下「知事」という。)がこれを行う。
2 治療拠点機関の選定は、知事がこれを行い、前項により選定された専門医療機関のうちから選定する。

(選定要件)

第3条 専門医療機関及び治療拠点機関の要件は、別紙「奈良県アルコール依存症専門医療機関及びアルコール依存症治療拠点機関選定基準」のとおりとする。

(選定の手続き)

第4条 専門医療機関の選定されることを希望する医療機関は、「奈良県アルコール依存症専門医療機関選定申請書」(様式第1号-1)、治療拠点機関の選定を希望する医療機関は、「アルコール依存症治療拠点機関選定申請書」(様式第1号-2)により知事あてに申請し、審査を受けるものとする。
2 知事は、当該医療機関からの申請を受け、前条の要件を満たしているかどうかについて審査を行い、当該医療機関を専門医療機関及び治療拠点機関として選定する。
3 知事は、当該医療機関に対し、選定要件を満たしているか確認するために、必要な資料等の提供を求め、又は実地に確認することができる。
4 知事は、専門医療機関又は治療拠点機関に選定した際は、当該医療機関の管理者に対して、「選定通知書」(様式第2号)を交付する。

(選定基準に係る申請内容の変更)

第5条 専門医療機関及び治療拠点機関は、申請内容に変更があった場合は、速やかに「変更届」(様式第3号)により知事に届け出なければならない。

(選定要件の確認)

第6条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第3条の選定要件を満たしているかについて、適時、確認を行う。

(選定の辞退)

第7条 専門医療機関又は治療拠点機関が選定を辞退しようとするときは、辞退する日の属する月の前々月末までに「辞退届」(様式第4号)により知事に届け出なければならない。

(選定の解除)

第8条 知事は、前条による辞退の届出を受理した時及び第3条に掲げる選定要件を満たさなくなったと判断した時は、速やかに「選定解除通知書」(様式第5号)を交付し、選定を解除する。

(公表)

第9条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関については、県ホームページ上に掲載することによって公表する。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。